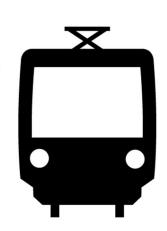
<u>電車による遠距離通学者の</u> 通学費を補助します

経済負担の軽減及び千代田町への定住、公共交通の利用による環境負荷の軽減等を目的として、 遠距離通学者の電車の定期券購入費用の一部を 補助します。



●助成金の額

1か月あたりの定期券購入費用額の2分の1。(月額上限5千円) ※百円未満の端数は切り捨てます。

●助成金の対象期間

1か月単位として、申請年度4月1日から3月31日まで助成金の対象期間は、月末を基準日とします。

(例:定期券の有効期間が4月15日~9月15日の場合、対象期間は4月~8月。)

●次の全ての条件を満たす方が交付対象者です

- (1) 電車を利用して町外へ遠距離通学をする方。
- (2) 千代田町に住民登録を行い、居住している方。
- (3) 年齢が、申請年度4月1日現在において満15歳以上30歳未満の方
- (4) 交付対象者世帯の全員が町税等を滞納していない方。

●申請手続きについて

申請書に必要書類を添えて提出してください。 詳しくは裏面をご覧ください。 ※請求書提出時に購入したすべての 期間の定期券等の写しが必要です。 定期券の購入(更新)毎にコピーし、なくさ ないように保管してください。

●申請から請求の流れ

1. 助成金の申請

遠距離通学者助成金交付申請書に以下の書類を添えて提出してください。 ※交付対象者が扶養されている場合は、扶養者が申請してください。

【申請期限】 4月末まで

5月以降の申請の場合、交付対象期間は申請月からとなります。

- (1) 定期券等の写し(定期券等の利用期間・金額が確認できる書類)
- (2) 在学証明書又は生徒証明書(生徒手帳)の写し(申請年度4月1日以降 有効、または発行のもの)

2. 助成金の交付認定

上記1の申請後、交付(不交付)認定通知書を送ります。

3. 助成金の請求 (翌年3月1日~3月末日まで)

交付認定者へ請求書を2月下旬から3月上旬に送付しますので、以下の書類を 添えて提出してください。

(1) 利用期間及び購入金額が記載された<u>すべての定期券等の写し※</u> ※定期券(Suica等)の購入(更新)期間毎にコピーし保管してください。

4. 助成金の交付支払通知書の送付及び振込

請求内容を審査し、助成金の額を交付支払通知書によりお知らせします。 その後、指定する金融機関口座へ翌年度5月末日までに振り込みます。

●その他

申請様式等は千代田町のホームページでダウンロード、 又は役場窓口よりお求めください。



●申請・問い合わせ先

千代田町役場 企画財政課 企画調整係 Tel:0276-86-7007(直通)